

2025 年 7 月 1 日

<更新審査をご検討の皆様へ>

JIS Z 2305 非破壊試験技術者の認証制度に関する料金改定のお知らせ

(一社)日本非破壊検査協会
認証事業本部

2025 年 6 月 2 日に協会ホームページにてご案内いたしましたとおり、このたび、認証制度の運営維持のため、試験および認証に関する料金の改定を実施することとなりましたのでお知らせいたします。

「JIS Z 2305:2013 による更新審査実施案内」(RA1)に記載している料金は、今期の更新審査(対象者<有効期限 2026 年 9 月 30 日>)で適格となった場合の更新審査料、11,000 円(税込)となります。なお、更新料以外の料金は、受験年(申請時期)・項目により変更がございますので、下記を参考に読み替えていただきますようお願いいたします。

更新審査をご検討の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 料金改定の概要

今回の料金改定は、受験者および資格保持者の皆様に円滑にご対応いただけるよう、段階的に適用いたします。

(税込)		
項 目	2026 年のみ適用	2027 年適用 [最終料金]
受験料(新規試験・再試験)	20,900 円	24,200 円
受験料(再認証試験・再試験)	20,900 円	24,200 円
認証申請料(新規)	16,500 円	19,800 円
認証申請料(再認証)	16,500 円	19,800 円
更新料	11,000 円	14,300 円

2. 新料金の適用時期

① 2026 年のみ適用

- 受験料(新規試験・再試験) : 2026 年秋期試験より
- 受験料(再認証試験・再試験) : 2026 年春期再認証再試験より
※2026 年春期再認証試験(2026 年1月,2月,3月)は現行料金)
- 認証申請料(新規、再認証) : 2026 年 10 月 1 日以降に有効開始となる資格証明書より
- 更新料 : 2026 年 10 月 1 日以降に有効開始となる資格証明書より

② 2027 年適用 [最終料金]

- 受験料(新規試験・再試験) : 2027 年春期試験より
- 受験料(再認証試験・再試験) : 2027 年春期試験より
- 認証申請料(新規、再認証) : 2027 年 10 月 1 日以降に有効開始となる資格証明書より
- 更新料 : 2027 年 10 月 1 日以降に有効開始となる資格証明書より

※「JIS Z 2305 非破壊試験技術者の認証制度に関する料金改定のお知らせ」(2025 年 6 月 2 日公表)

https://www.jsndi.jp/qualification/pdf/oshirase_20250602.pdf

以上



JIS Z 2305:2013 による 更新審査実施案内

一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部

- * 本書は、一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部が実施する JIS Z 2305:2013 に基づく資格制度における更新審査について書かれたものです。実施案内は最後までよく読んで、更新審査結果が出るまで大切に保管してください。
- * 本書は JIS Z 2305:2013 に基づく内容です。規格の改正等により資格及び認証制度が改正された場合、変更等もありますので予めご了解ください。
- * 本書の Rev. 番号（改訂番号）は、右上に記載してあります。本実施案内は、下記有効期限の資格保持者に適用されます。

更新審査の対象者：有効期限 2026年9月30日 の資格保持者

<更新審査実施日程>

内容	予定
更新審査調査票の発送予定	2025年9月1日（月）発送予定 発送予定日後5日経過しても届かない場合、発送予定日後10日以内に連絡をしてください。
更新審査調査票の受付期間	2025年10月1日（水）～ 2025年10月15日（水）必着
更新審査結果通知	2025年11月下旬予定

<更新審査実施案内目次>

1. 更新審査とは	2 ページ
2. 視力検査とは（JSNDI ホームページ「(EA5) 視力検査証明書 様式 V-1」参照）	2 ページ
3. 大幅な中断とは	3 ページ
4. 更新審査の対象者に送付される書類	3 ページ
5. 更新審査の流れ	4 ページ
6. 申請手続き	
6.1 提出書類	5 ページ
6.2 送付先・問合せ先	5 ページ
6.3 料金	5 ページ
6.4 誓約書について	5 ページ
6.5 非破壊試験に関わる者の倫理規程	5 ページ
6.6 更新審査調査票記入見本	7 ページ
7. 書類チェックと審査について	13 ページ
8. 更新審査結果とその後の手続き	14 ページ
9. 特別再認証試験	14 ページ
10. 資格証明書発送スケジュール	15 ページ
11. よく寄せられる質問	15 ページ
12. 業務履歴書作成例	16 ページ

1. 更新審査とは

更新審査とは、資格が認証されてから 5 年目の有効期限の前に認証資格の継続性を確認するための審査のことです。

継続性を確認するための条件は次の二つです。

- ・ 12 か月以内に視力検査を満足していること
- ・ 資格証明書の NDT 方法において大幅な中断（「3. 大幅な中断とは」参照）がなく、満足な業務活動を継続していること

5 年目の更新審査において適格となると更に 5 年の認証資格が与えられます。

更新審査において上の条件を満足できなかった場合、資格の継続性がないため、認証資格は無効となります。

* 更新審査で不適格となった場合、認証資格は無効となりますが、特別に再認証試験（特別再認証試験という）を受ける機会が与えられます。

ただし、大幅な中断が発生してから申請までに 6 か月を超えていたために不適格となった場合は、特別再認証試験は受けられません。資格証明書保持者は、認証の有効性における条件が満たされなくなったときは速やかに認証機関及び雇用主に連絡する責任があります。詳細については、「9. 特別再認証試験」を参照。

2. 視力検査とは（JSNDI ホームページ「(EA5) 視力検査証明書 様式 V-1」参照）

更新審査では、12 か月以内に視力要求事項を満たしていることを確認します。

12 か月以内に行われた視力要求事項の検査結果に基づき、雇用責任者が証明しなければなりません。視力検査の要求事項としては次があります。更新審査では、色覚要求事項は不要です。

<近方視力要求事項>

Times New Roman N4.5 [Jaeger number 1 でも可] の文字（様式 V-1 参照）について 30 cm 以上離れて単眼又は両眼（視力矯正可）で判読できること。近方視力については受験申請前及び資格取得後毎年 1 回実施し、雇用責任者が本書類（原本）又は本書類の様式に準じた記録を毎年保管し JSNDI から提示を求められた場合は提出をしてください。

* 更新審査では、視力検査証明書の提出の必要はありません。

3. 大幅な中断とは

大幅な中断とは、取得された資格の NDT 方法及び分野の NDT 業務を遂行できなくなる期間が連続して 1 年間又は 2 回以上の期間の総計で 2 年間を超えることです。

＜NDT 業務を遂行できなくなるケース＞

- ・ 所属部署の業務内容から NDT 業務がなくなった。
 - ・ 異動により NDT 業務のない部署に移った。
 - ・ 転職により NDT 業務のない職についた。
 - ・ 退職により NDT 業務から離れた。
- *ただし、NDT 業務のない部署等に所属していたとしても、勤務先として NDT 業務があり、定期的又は不定期に NDT 業務に従事している場合は、この限りではありません。

大幅な中断には該当しなくとも、妥当と見なすことのできる業務活動がない場合、継続性を確認できませんので認証資格は無効となります。大幅な中断がある、又は、NDT 業務活動がない場合は、必要に応じ、業務履歴書（「12. 業務履歴書作成例」参照）を作成し更新審査調査票に添付して提出してください。業務履歴書の添付は必須ではありませんが、添付のない場合は、更新審査調査票のみで審査いたします。

＜NDT 業務の例＞

- ・ NDT の計画、管理
- ・ NDT 仕様書の作成、検収
- ・ NDT 手順書・NDT 指示書等の作成
- ・ NDT の準備・前処理、NDT 実施、NDT の片付け・後処理
- ・ NDT 結果報告、検査報告書作成、検査報告書承認、検査報告書の説明
- ・ 業務修得を目的とした実際と同じ検査を行う業務
- ・ 業務としての NDT 実験、NDT 研究
- ・ 業務としての NDT 講義・実習等の指導
- ・ 業務としての技量維持を目的とした模擬試験体等を用いた NDT 実施
- ・ NDT 機器等の開発製造（単純な組立て作業等は除きます）
- ・ NDT 機器の性能試験、NDT 機器の技術サービス、NDT 機器の販売、NDT の営業打合せ

- ◆資格証明書保持者は、認証の有効性における条件が満たされなくなった（大幅な中断が発生した）ときは、速やかに認証機関と雇用主に連絡する責任があります。大幅な中断が発生してから 6 か月以内に届出を行えば、認証資格は無効となりますが、特別再認証試験を受ける機会が与えられます。届出が大幅な中断が発生してから 6 か月を超えた場合、特別再認証試験を受ける機会とは与えられません。

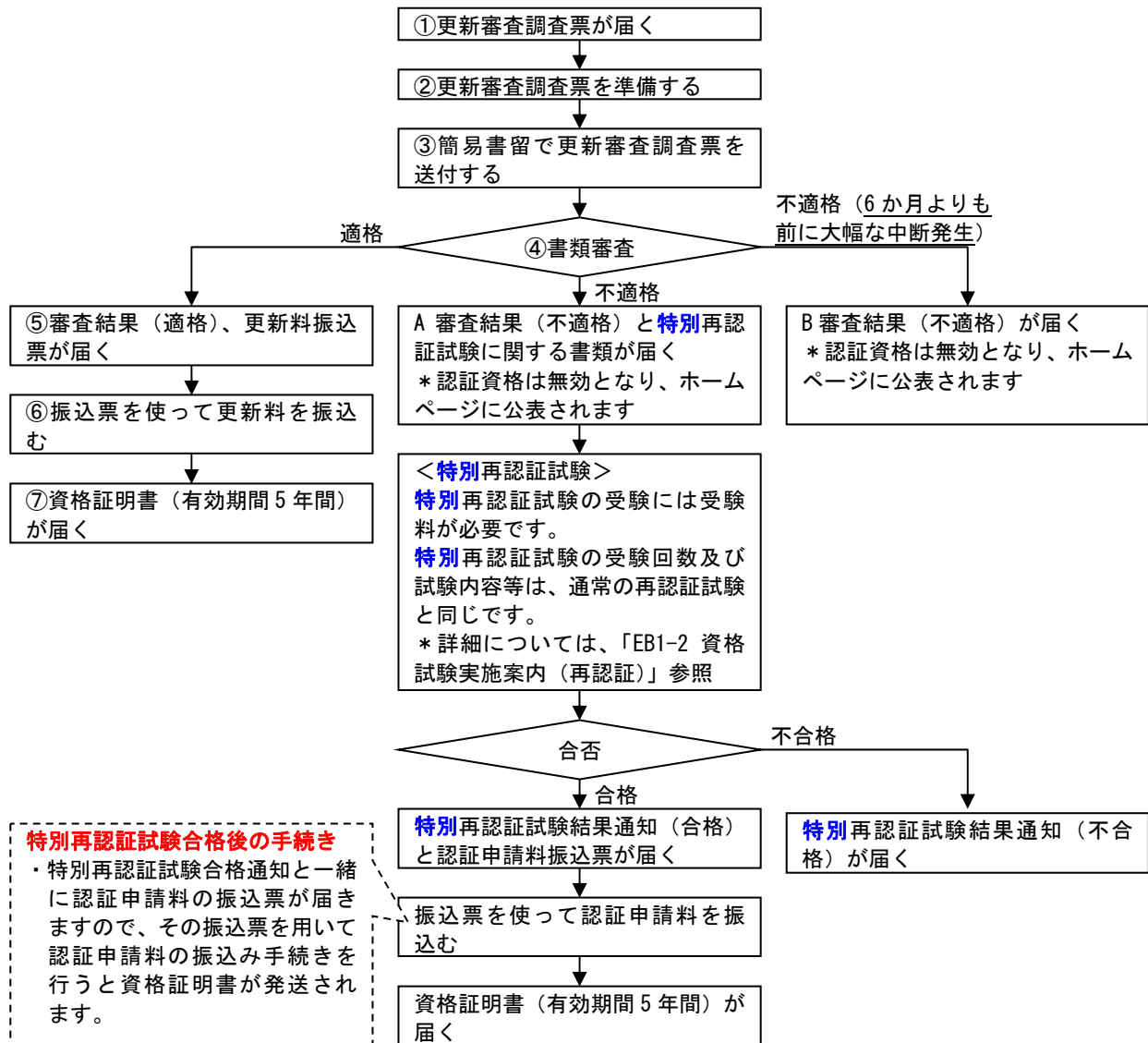
（届出書：JSNDI ホームページ「(0A6) 業務の大幅な中断に関する届け」参照）

4. 更新審査の対象者に送付される書類

更新審査の対象者に送付される書類は、「更新審査調査票」です。

5. 更新審査の流れ

- ①有効期限の 13 か月前に登録先住所に更新審査調査票が届きます。
- ②更新審査調査票に必要事項を記入します。
- ③簡易書留で更新審査調査票を認証事業本部宛に送付します。
* 更新書類が複数件ある場合、一つの封筒にまとめて送付いただいても構いません。
- ④書類審査
- ⑤適格者には、更新料振込票が届きます。
- ⑥更新料の振込を行います。
- ⑦入金確認後に資格証明書（有効期間 5 年間）が発送され、お手元に届きます。



A 大幅な中断が発生してから 6 か月以内、又は、満足な業務活動を継続していなかった場合、不適格の審査結果通知と特別再認証試験に関する書類が届きます。大幅な中断が発生の場合、既存の認証資格は無効となり、無効となったことをホームページに公表します。

* 特別再認証試験の受験回数及び試験内容等は、通常の再認証試験と同じです。詳細につきましては、「EB1-2 資格試験実施案内（再認証）」をご覧ください。

B 大幅な中断が 6 か月よりも前に発生していた場合、不適格の審査結果通知が届きます。既存の認証資格は無効となり、無効となったことをホームページに公表します。

* 特別再認証試験の受験機会とは与えられません。

6. 申請手続き

6.1 提出書類

更新審査の提出書類は、「更新審査調査票」のみです。

「更新審査調査票」で視力要求事項の確認、大幅な中断の有無、NDT 業務活動の確認を行います。
表面と裏面の両方に記入欄がありますので、記入漏れのないようご注意ください。

6.2 送付先・問合先

簡易書留で下記宛に送付してください。

一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部 更新審査係

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 京阪亀戸ビル10階

TEL 03-5609-4014

* 勤務先等で提出する更新審査調査票が複数枚ある場合、一つの封筒にまとめて送付いただいても構いません。ただし、何通分同封したのか封筒に明記してください（通数の確認だけを行います）。

* 最終ページに「更新審査調査票送付ラベル」を付けていますので、切り取ってご利用ください。

6.3 料金

更新審査で適格になると更新審査結果通知（適格）と更新料振込票が届きます。

・ **今回の更新審査の対象者（有効期限 2026 年 9 月 30 日の資格保有者）**の更新料は、
1 申請につき「**11,000 円（税込）**」がかかります。

6.4 誓約書について

更新審査申請者及び雇用責任者は「非破壊試験に関わる者の倫理規程（以下、倫理規程という）」に同意した上で、更新審査調査票に氏名を記入し、押印してください。

更新審査調査票に氏名記入と押印をすることで、倫理規程に同意した誓約とします。

6.5 非破壊試験に関わる者の倫理規程

日本非破壊検査協会認証事業本部が実施する認証制度における非破壊試験に関わる者は、「非破壊試験に関わる者の倫理規程（次頁参照）」を遵守しなければなりません。

日本非破壊検査協会認証事業本部に提出される書類等に氏名を記入する（又は、記載を許可する）場合、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」を了解のうえ、記入（又は、記載）したものとし、倫理規程を遵守する責任があります。

非破壊試験に関わる者の倫理規程

一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部（以下、JSNDI 認証事業本部）が実施する認証制度（JIS Z 2305「非破壊試験技術者の資格及び認証」）における非破壊試験に関わる者が遵守すべき倫理規範を以下のとおり定める。

また、「非破壊試験に関わる者」とは、JSNDI 認証事業本部が実施する認証制度に関わる雇用主、訓練に関わる者、申請者、資格証明書保持者及びそれ以外の立場で認証制度に関与する者とする。

1. 使命

非破壊試験に関わる者は、その専門的知識と経験に基づき、非破壊試験技術の健全な普及と強化に努め、社会に信頼される非破壊試験技術を供給することに努めなければならない。

2. 法の遵守

非破壊試験に関わる者は、法令を遵守するとともに、本倫理規程及び遵守事項に従わなければならない。

3. 品位の保持

非破壊試験に関わる者は、自らの使命の重要性に鑑み、品位の保持に努め、高い社会的信頼を保持するように努めなければならない。

4. 社会への貢献

非破壊試験に関わる者は、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために、自身の業務成果について積極的に社会に対して情報を発信し、後進の育成に協力しなければならない。ただし、自身が遵守すべきあらゆる組織や団体の守秘義務に違反することがあってはならない。

5. 不正行為の禁止

非破壊試験に関わる者は、当協会の資格試験、資格の認証行為及び認証資格について、以下の行為を代表する一切の不正行為をせず、自らの行動を規律するよう努め、正々堂々と非破壊試験に関わる者として社会に対し価値を提供しなければならない。

- (1) 虚偽の情報登録及び申請。
- (2) 情報の捏造。
- (3) 受験申請者以外の第三者による資格試験の受験。
- (4) 認証資格の不正利用。
- (5) その他、社会的モラルを逸脱した行為。

6. 自己研鑽

非破壊試験に関わる者は、常に自己研鑽に励み、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために最新の知識と技術の獲得に継続的に努めなければならない。

7. 倫理規程違反に対する処置

非破壊試験に関わる者が本規程に抵触すると考えられる場合、又は、非破壊試験に関わる者として著しく体面を汚したと考えられる場合、JSNDI 認証事業本部は適切な処置を行う。

8. 規程の変更

この規程は、JSNDI 認証事業本部の決議により変更することができる。

以上

A：署名、顔写真

◆署名と顔写真は資格情報として登録され、資格証明書に出力されます。登録された署名と顔写真は変更することはできません（ただし、婚姻による姓変更等の正当な理由の場合は除く）。

①調査票を認証事業本部へ提出する日付（提出日）を記入してください。記入のない場合は、申請書到着日をもって申請書提出日とするともに証明日と見なします。

②太線枠に重ならないよう更新申請者本人が署名*をしてください。この署名欄に記入された署名が資格証明書の署名として登録されます。署名欄2つのうち登録を希望する署名の右横の口に✓を記入してください。

*署名：細字で署名した場合、線がかすれて登録されることがありますので、なるべく太い線の書けるペンで署名してください。また、本人以外が署名された場合、虚偽の証明となり処分が科せられることがあります。

③更新申請者が押印します。

④更新申請者の顔写真を貼ります。この顔写真が資格証明書の顔写真として登録されます。

適切でない顔写真の場合、他の写真の再提出を求める場合があります。

<顔写真の注意事項>

- ・申請者本人のみが撮影されたもの。提出の日前6か月以内に撮影されたもの。縁なしのもの（縦30mm×横24mm）。
- ・正面を向いたもの（中心からずれている、顔が横向き、傾いている、影が写っているものは不可）。
- ・背景（影を含む）がないか若しくは薄いもの（白髪の方は背景がなるべく濃いものに）。
- ・眼鏡、ヘアバンド、帽子などにより顔の一部が隠れていないもの（サングラス、フレームが目にかかっている、フレームが非常に太い、眼鏡に照明が反射、幅広のヘアバンド、帽子、マスク、前髪で目元が見えない等は不可）。
- ・人物を特定しやすいもの（平常時の表情と著しく異なる、背景がきつく人物を特定しにくい、ピンボケ、顔に影がある等は不可）。
- ・デジタル写真の品質に乱れがないもの（ノイズ、にじみ、ジャギー（階段状のギザギザ）、画像処理をしているものは不可）。
- ・変色や汚れ、きずがないもの。写真専用紙に印刷したもの。

<写真保護シール>

- ・「写真保護シール」は、更新審査調査票に同封されています。
- ・「更新審査調査票」に顔写真貼付後、顔写真を覆うように「写真保護シール」を貼ってください。
「写真保護シール」が印鑑に重なっても構いません。
- ・「写真保護シール」が上手く貼れずに顔写真の上でシワになってしまった場合、無理に剥がさずにそのままとし、顔写真を1枚余分に封筒に入れてください。
- ・「写真保護シール」が顔写真に貼る前に粘着部同士が貼りついて貼れなくなった、又は、汚れてしまった場合は、「写真保護シール」を貼らずに提出してください。

B：大幅な中断の有無

大幅な中断の有無について、該当する口に✓を記入してください。
大幅な中断については、「3. 大幅な中断とは」を参照してください。

「大幅な中断はありません」に✓した場合、「B 1：業務活動」を漏れなく記入してください。

「6 か月以内に大幅な中断が発生しました」と「6 か月よりも前に大幅な中断が発生しました」に✓した場合、「B 1：業務活動」は記入しなくて結構です。

なお、大幅な中断はなくとも認証を受けた NDT 方法・レベル及び分野に対応した NDT 業務を行っていない場合、認証資格の継続性を確認できないため適格にはなりません。その場合、特別再認証試験の受験機会が与えられます。

「6 か月以内に大幅な中断が発生しました」に✓した場合、保持している認証資格は無効となりますが、特別再認証試験の受験機会が与えられます。

「6 か月よりも前に大幅な中断が発生しました」に✓した場合、保持している認証資格は無効となり、特別再認証試験の受験機会とは与えられません。

B 1：業務活動

5 年間の業務内容を次の①から⑥について記入してください。

①業種

下表から該当するものを一つ、又は、複数選んで所定の記入欄に記入してください。

業種		
検査	プラント・エンジニア	中立機関
鉄鋼	鉄道	航空／航空宇宙
造船	装置メーカー	自動車
鉄構ファブリケータ	金属	上下水道
電力	建築	道路
ガス	学校	その他
石油化学	官庁	

②検査・研究・試験対象

下表から該当するものを一つ、又は、複数選んで所定の記入欄に記入してください。

検査・研究・試験対象物	
鑄造品	圧力容器
鍛造品	タンク
溶接部	ノズル／ノード
管	リフト・エレベータ設備
鍛造を除く圧延製品（板、棒、条など）	構造物
複合材料	その他
継手／バルブ	

③検査・研究・試験材料

検査・研究・試験材料	
鋼	コンクリート
ステンレス鋼	ガラス・セラミック
銅	プラスチック
アルミニウム	複合材料
マグネシウム	その他

④ NDT 方法別業務割合

5 年間における NDT 方法別の業務割合を%で記入します。ただし、合計で 100%になるよう記入してください。

NDT 業務は、実際の検査業務だけでなく、計画書・報告書の作成や確認、検査業務の監督、技術者の育成指導や訓練、手順書・指示書の作成や確認等も NDT 業務に含まれます。

NDT 業務に含まれない業務については、その他の記入欄に具体的内容とともに記入してください。

限定 NDT 方法の場合は「UM」→『UT』、「MY, ME, MC」→『MT』、「PD, PW」→『PT』の欄へ記入してください。

⑤ 業務内容別割合

5 年間における申請 NDT 方法の業務内容別割合を%で記入してください。ただし、合計で 100%になるよう記入してください。

⑥ 申請 NDT 方法の業務内容

申請 NDT 方法の業務内容は下記の記入例を参考にして、具体的に記入してください。

＜記入例＞

高圧ガス導管配管溶接部の放射線検査 (RT)	配管とフランジ溶接部の浸透検査 (PT)
銅溶接試験片の放射線検査 (RT)	アルミダイカスト (ケーシング) の浸透検査 (PT)
鋳鋼品の放射線検査 (RT)	基準探傷材の比較検査 (PT)
鋼製圧力容器溶接部の放射線検査 (RT)	ガスタービンブレードの浸透検査 (PT)
建築鉄骨溶接部の放射線検査 (RT)	探傷機器・探傷剤等の営業打合せ (PT)
建築鉄骨溶接部の超音波検査 (UT)	高圧給水加熱器の渦電流検査 (ET)
アルミ合金・銅合金の拡散接合に関する研究 (UT)	橋梁溶接部の渦電流法による評価試験 (ET)
ガス導管溶接部の自動探傷装置の開発 (UT)	渦電流探傷器及び異材判別器の開発製造 (ET)
圧力容器鍛造部材の製造工程中の社内検査 (UT)	電縫鋼管の渦電流検査 (ET)
納品超音波探触子の性能確認検査 (UT)	航空機のエンジン及び機体整備検査 (ET)
タンク溶接部の磁気検査 (MT)	鋼橋主桁部材のひずみゲージ試験 (ST)
付着磁粉と漏洩磁束密度の関係評価に関する研究 (MT)	CFRP 板材引張試験片のひずみゲージ試験 (ST)
自動磁気探傷装置の開発、製造、技術サービス、販売 (MT)	ロードセル AB352 ひずみゲージ検査 (ST)
ボルトの磁気検査 (MT)	モータ駆動軸のひずみゲージ試験 (ST)
建築鉄骨溶接部の磁気検査 (MT)	A2024 材 CT 試験片のひずみゲージ試験 (ST)
配電盤の赤外線サーモグラフィ試験 (TT)	石油プラント配管の漏れ試験 (LT)
冷却系配管の赤外線サーモグラフィ試験 (TT)	熱交換器の漏れ試験 (LT)
壁面の赤外線サーモグラフィ試験 (TT)	タンク溶接部の漏れ試験 (LT)
CFRP パネルの層間剥離検査 (TT)	船舶ハッチ (倉口) の漏れ試験 (LT)
自動車懸架装置取付部の応力測定 (TT)	車両エンジンの漏れ試験 (LT)

C：審査結果不適格時の特別再認証試験の受験希望

更新審査において不適格となった場合、特別再認証試験の受験機会が与えられます（「6 か月以内に大幅な中断が発生しました」に✓した場合のみ）。

特別再認証試験については、「9. 特別再認証試験」をご覧ください。

D：苦情の有無

5 年間に担当した非破壊検査業務において、苦情を受けたことがある場合は口に✓を記入してください。

「苦情を受けたことがある」に✓を入れた場合は、更新審査調査票の裏面に＜苦情の内容とその対応措置・対策＞を記入してください。

* 苦情：資格保持者に関し、個人又は組織が回答を期待して行う不満の表明

E：雇用責任者証明

雇用責任者は次の二つを証明してください。

- ①更新審査調査票の記入内容の証明。
- ②視力要求（近方視力）を満たしていることの証明。

* なお、視力要求については、「2. 視力検査とは（JSNDI ホームページ「(EA5) 視力検査証明書 様式 V-1」参照）」を参照してください。

裏面

非破壊 一郎 UT3

*現在登録されている内容は下表のとおりです。登録内容に変更がある場合、右枠の「□変更あり」に✓を記入し、下表の該当する項目の変更欄に赤字で変更を記入すること。氏名及び生年月日の変更の場合、JSNDI 認証事業部に指示を仰ぐこと。

□ 変更あり

2020 年 9 月●日現在登録情報

資格保持者氏名	非破壊 一郎	ヒナカイ イチロウ	HIHAKAI ICHIRO
生年月日	1963 年 02 月 01 日	個人コード	P00112233
送付先・連絡先指定	2: 勤務先本人 (1: 自宅本人、2: 勤務先本人、3: その他連絡先)		変更の場合、該当するものを○で囲む
登録者リスト掲載先指定	2: 勤務先 (1: 自宅、2: 勤務先、3: 非公開)		
自宅住所	〒125-0061 東京都江戸川区瑞江 2-11-9		
自宅電話番号・FAX 番号	TEL: 03-3698-4559	FAX: 03-3698-4551	
勤務先・所属	東京亀戸検査工業 (株) トキョウカメイトケンサコウギョウ	品質保証部品質保証課	
勤務先住所	〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-25-14 立花アネックスビル 10 階		
勤務先電話番号・FAX 番号	TEL: 03-5609-4014	FAX: 03-5609-4062	
業種	01 検査		
送付先・所属	東京亀戸検査工業 (株) トキョウカメイトケンサコウギョウ	品質保証課	
送付先担当者	亀戸 花子 カメイト ハナコ		
送付先住所	〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-25-14 立花アネックスビル 10 階		
送付先電話番号・FAX 番号	TEL: 03-5609-4014	FAX: 03-5609-4062	
電子メールアドレス	hanako-kameido@tkkk.jp		

登録情報に変更がある場合は、必ずこの□に✓を記入

F: 登録情報確認票
兼 変更届

D1: 苦情の有無の詳細 (調査票の表面で「苦情を受けたことがある」にチェックした場合のみ)

<苦情の内容とその対応措置・対策>

F：登録情報確認票 兼 変更届

現在、JSNDI に登録されている情報です。

勤務先や住所等に変更がある場合は、変更欄に赤字で変更を記入し、右上の「変更あり」の口に✓を記入してください。

***登録者リスト掲載先指定について**

上記「登録情報確認票 兼 変更届」で「登録者リスト掲載先」を指定することができます。

初期設定では「送付先・連絡先指定」と同じに設定されていますので、変更を希望する場合は変更届にご記入の上、提出してください。

登録者リストとは

資格登録された者（資格証明書に記載された者、以下「資格登録者」という）に関する情報を「資格登録者リスト」として保管し、必要に応じリストを公開することがあります。「資格登録者リスト」に掲載される事項は次のとおりです。

ただし、下記の「(8) 資格登録者への連絡先」についてのみ、「自宅」・「勤務先」・「非公開」のいずれかを指定することができます。

資格登録者リスト掲載事項（順不同）

- | | | |
|---|-----------------|---------------|
| (1) 資格登録者の氏名 | (2) 認証した日 | (3) 認証期限が切れる日 |
| (4) 認証したレベル | (5) 認証した NDT 方法 | (6) 認証した工業分野 |
| (7) 認証番号 | | |
| (8) 資格登録者への連絡先（連絡先指定、連絡先住所、連絡先名称、電話番号、FAX 番号） | | |
| (9) その他、協会が掲載することを決定した事項 | | |

D 1：苦情の有無の詳細

更新審査調査票の表面で「苦情を受けたことがある」に✓した場合は、苦情の内容とその対応措置・対策を記入してください。

* 苦情：資格保持者に関し、個人又は組織が回答を期待して行う不満の表明

7. 書類チェックと審査について

更新審査調査票の提出後に事務局による書類チェックが行われます。

書類チェックにおいて、提出書類の不足や記入漏れ、不備等が確認されると事務局から連絡がありますので、速やかに修正等の対応をお願いします。

書類チェックの後、認証事業本部査定委員会による審査が行われます。

審査では提出された書類に対する適否が確定しますので、不適格の判定後に書類を修正することはできません。

8. 更新審査結果とその後の手続き

審査結果	その後の手続き
適格	審査結果通知（適格）と更新料振込票が届きますので更新料の振込みを行ってください。振込みが確認されると資格証明書が発送されます。 ◆振込みが資格証明書の発効日（予定）から6か月以上行われなかった場合、審査結果は無効となり資格証明書は発行できなくなりますのでご注意ください。 ⇒「10. 資格証明書発送スケジュール」参照
不適格 （特別再認証試験 受験機会あり）	審査結果通知（不適格）と特別再認証試験に関する案内が届きますので、希望者は受験申請の手続きを進めてください。<u>レベル3の受験申請には、「実技能力の確認書類」が必要となります（ホームページ「(EB3)レベル3実技能力の確認書類について」参照）。</u>申請後に特別再認証試験受験票と受験料振込票が届きますので、振込みを済ませて特別再認証試験を受験してください。
不適格 （特別再認証試験 受験機会なし）	審査結果通知（不適格）が届きます。

* 特別再認証試験受験資格の有無は、大幅な中断の連絡時期によって変わります。更新審査調査票提出時に既に大幅な中断が発生してから6か月を超えている場合、特別再認証試験の受験機会とは与えられません。資格保持者は、大幅な中断が発生した場合、速やかに連絡する責任があります。

9. 特別再認証試験

特別再認証試験は、次の場合に特別与えられる再認証試験のことです。

特別再認証試験に合格すると資格の認証登録をすることができます。

- ①大幅な中断が発生した場合（ただし、発生から6か月以内の届出に限る）。
- ②更新審査で不適格となった場合（ただし、不適格の理由が①の場合、大幅な中断発生から6か月以内の届け出に限る）。
- ③再認証試験受験申請の受験資格審査において不適格となった場合（ただし、不適格の理由が①の場合、大幅な中断発生から6か月以内の届け出に限る）。
- ④その他、認証機関が認めた場合。

* 特別再認証試験の受験申請には、受験料が必要です。

10. 資格証明書発送スケジュール

更新審査適格後の資格証明書の発送は、更新料の入金確認後に行われます。入金確認が終わったものから順次資格証明書を発送いたします。

認証資格の発効日 4 月 1 日（又は、10 月 1 日）までに資格証明書が必要な方は、発効日の前の月の 10 日までに振込みを済ませてください。

※上記期間は、目安となります。

※上記期日までにお振込を済ませ、認証資格の発効日に確実に資格証明書が必要な方は、コンビニエンスストア又は郵便局でお振込みいただきました際の受領証をお手元にご準備いただき、認証事業本部（TEL03-5609-4014）までご連絡ください。

また、指定外の方法で払い込まれた場合、入金確認出来ませんので資格証明書は発送できません。指定の方法で払い込むようにしてください。

<注意事項>

- ・ 所定の振込用紙を用いお振込みいただいてから、入金情報の連絡を受け、資格証明書の作成・発送までに 3 週間のお時間をいただいております。
- ・ しかし、お振込みいただきましたコンビニエンスストア又は郵便局の店舗によっては、稀に入金情報の連絡が遅れることがあり、資格証明書の発送が遅れることがあります。
- ・ 振込み日から 3 週間経っても資格証明書が届かない場合、又は、3 週間後に確実に資格証明書が入用の場合は、お手数ですがお振込みいただいた際の受領証をお手元にご準備いただき、認証事業部宛（TEL 03-5609-4014）にお問合せいただきますよう宜しくお願い致します。

11. よく寄せられる質問

Q 雇用主の証明は誰がするのでしょうか？

A 資格保持者の業務活動について証明できる方。例えば、資格保持者の上司の方など。

Q 雇用主証明の押印は、会社印ですか、個人印ですか？

A どちらでも構いません。

Q 申請者が雇用主、又は、個人事業主の場合、証明は誰がするのでしょうか？

A 申請者は、雇用主の立場で、雇用主に帰する全ての責任を負うことで証明してください。

Q 書類は簡易書留で送らなければなりませんか？

A 必ず送付した記録（控え）が残る方法（簡易書留等）でお送りください。その記録（控え）は更新審査結果が出るまで保管してください。

12. 業務履歴書作成例

「大幅な中断があります」にチェックを入れた方、及び、大幅な中断はなくとも認証を受けた NDT 方法・レベル及び分野に対応した NDT 業務を行っていない方は、現在に至る 5 年間の業務活動及び NDT 活動（自己の技量を維持するための活動等）を次の作成例を参考に作成し、更新審査調査票に添付して提出してください。

業務履歴書の添付は必須ではありませんが、添付のない場合は、更新審査調査票のみで審査いたします。

業務履歴書（作成例）

申請者氏名・押印	非破壊 一郎㊞	NDT 方法・レベル	U T 3
雇用責任者名・押印	検査 太郎㊞	提出日	2020 年 10 月 11 日

年月	業務活動及び NDT 活動
2017 年 4 月～2017 年 9 月	〇〇検査工業（株）検査部勤務、建築鉄骨の非破壊検査（UT）に従事
2017 年 10 月～2019 年 10 月	〇〇検査工業（株）総務部勤務
2018 年 5 月	〇〇検査工業（株）社内研修にて UT 講師として教育に従事
2019 年 6 月	〇〇検査工業（株）社内研修にて UT 講師として教育に従事
2019 年 10 月	〇〇検査工業（株）退職 現在に至る
2017 年 4 月～2021 年 3 月	日本非破壊検査協会 会員となり、機関誌「非破壊検査」を購読
2019 年 6 月	日本非破壊検査協会 春季講演大会参加
2020 年 7 月	日本非破壊検査協会 超音波による非破壊評価シンポジウムに参加
2019 年 12 月	技量維持を目的とした模擬試験体を用いた NDT 実施（UT）
2020 年 10 月	日本非破壊検査協会 再認証試験用講習会（UT3）受講

下記の「更新審査調査票送付ラベル」を利用される場合は、点線部で切り取り、**全面が密着する様に封筒の中央へ糊付けをして剥がれないように使用してください。**

※1通の簡易書留で複数の更新審査調査票を同封する場合は、申請件数を封筒の表に明記してください。

明記の無い場合は1件として処理される場合がありますのでご注意ください。

※更新審査調査票と他の申請書類等を同一封筒で送付されると受付できない場合がありますのでご注意ください。

角2サイズ(240mm×332mm 以上)封筒、
長3サイズ(120mm×235mm 以上)封筒兼用
「更新審査調査票送付ラベル」

〒136-0071

東京都江東区亀戸2-25-14
京阪亀戸ビル10階

(一社) 日本非破壊検査協会
認証事業本部

更新審査係
行

簡易書留

◆更新審査調査票◆在中

K

申請件数 件